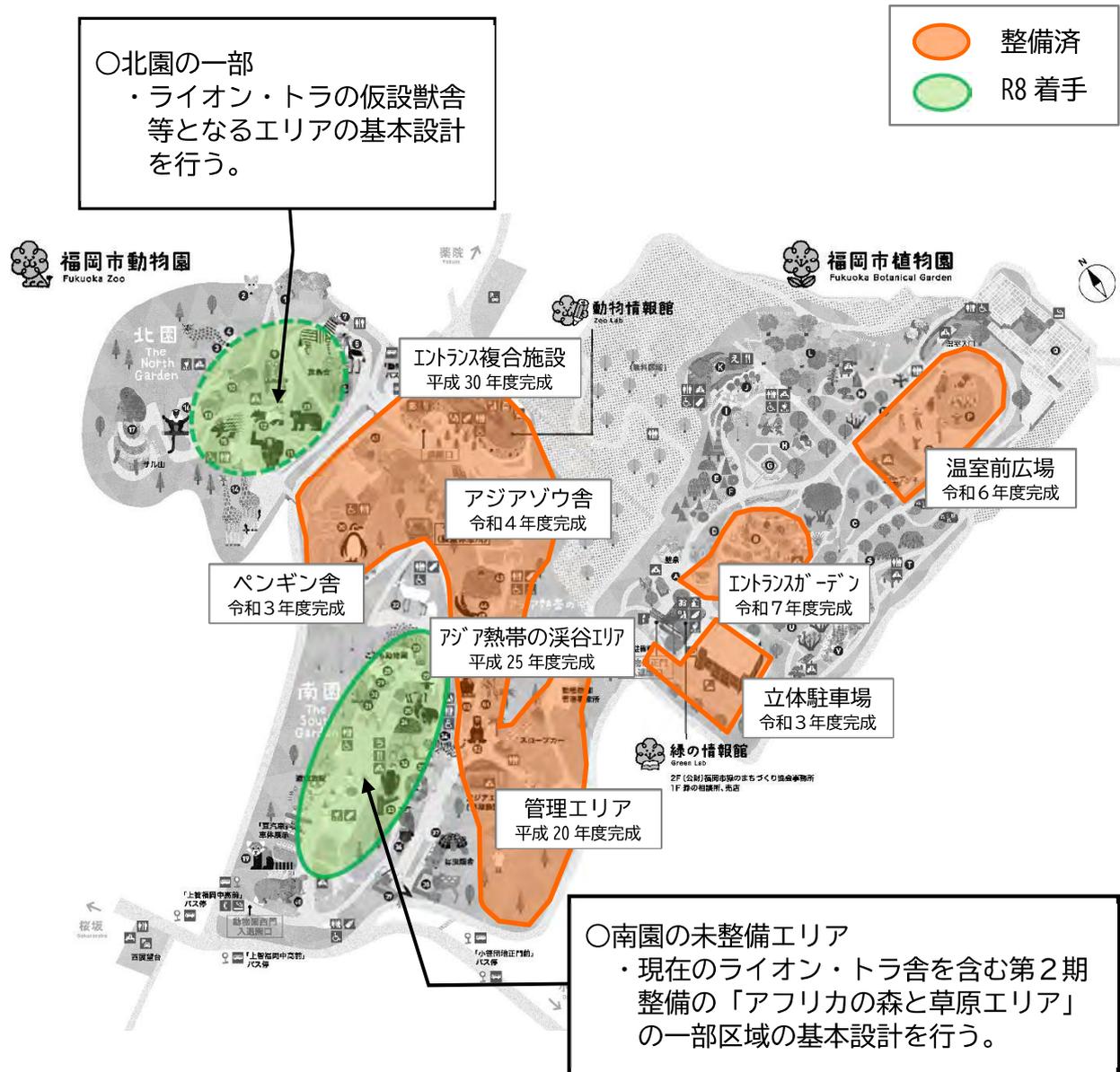
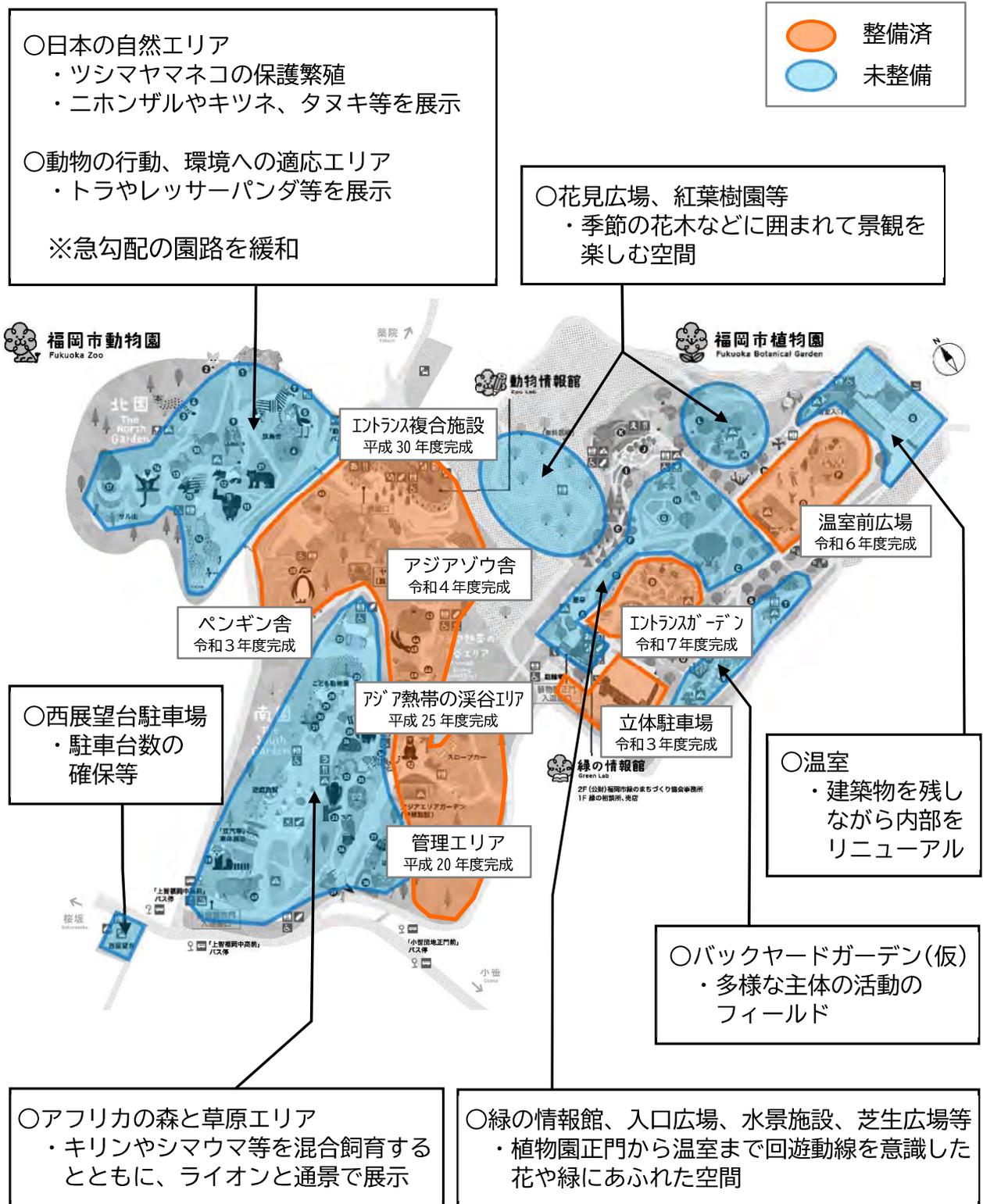


4. 令和8年度の基本設計着手箇所

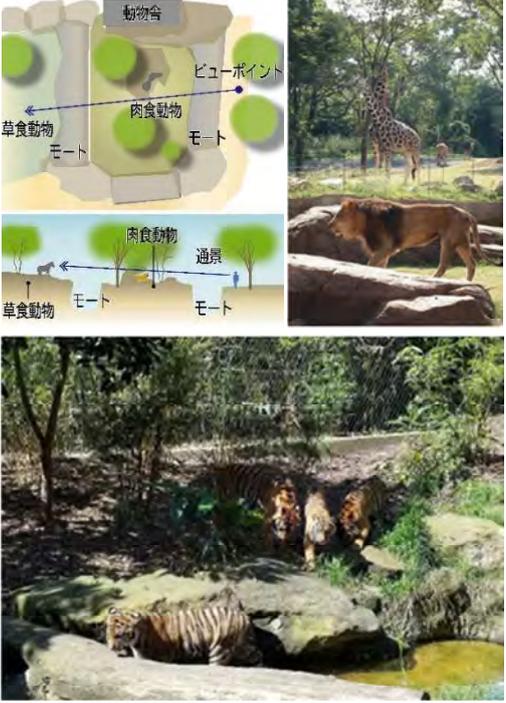


(参考) 今後のリニューアルのイメージ



※飲食・休憩施設や遊戯機能等については、動植物園全体で適切な配置や機能などを検討

(参考) 今後のリニューアルのイメージ

項目	イメージ	概要
園路		<ul style="list-style-type: none"> ・緑陰効果の高い樹木を中心に植栽し、快適に観覧できる観覧動線を形成
飲食・休憩施設		<ul style="list-style-type: none"> ・見て食べて楽しんでいただけるよう園路沿いに飲食・休憩スポットを適切に配置
E V・モビリティ		<ul style="list-style-type: none"> ・複数人利用を想定した園内巡回モビリティ等により動物園・植物園全体での回遊性を向上
動物展示		<ul style="list-style-type: none"> ・動物福祉規程に適合し、広さを確保した獣舎 ・生態的関係性への理解を高める草食動物と肉食動物の通景 ・草木や岩、土などで生息地に近い環境を作り出し、自然の動物行動を観察できる生息環境展示

(参考) 今後のリニューアルのイメージ

項目	イメージ	概要
植物展示		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入口広場、水景施設等 エントランスガーデン を中心に四季折々、 様々に色づく植栽 ・ 花見広場、紅葉樹園等 季節の移ろいを感じら れる桜や紅葉樹などの 花木の植栽 ・ 温室 温室でしか見られない 貴重な植物等を、天候 に左右されずいつでも 楽しめる場づくり
拠点機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝生広場等 多様な主体が様々な 目的で利用できる空間 づくり ・ バックヤードガーデン（仮） ガーデナーやボラン ティア等の園内活動の 拠点づくり ・ 緑の情報館 無料相談機能の拡充と 物販・飲食等の来園者 サービスの向上
その他サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・ 西展望台駐車場 駐車台数の確保など収 容機能の拡充 ・ 遊戯機能 動植物に関連付けた 大人も子供も楽しめる 機能の確保

福岡市都市計画審議会付議案

目 次

1 付 議 案 件

- (1) 福岡広域都市計画公園の変更（市決定）について
- (2) 福岡広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（県決定）について

2 参 考 資 料

3 福岡市都市計画審議会の開催予定

<令和8年度第1回（第188回）福岡市都市計画審議会>
開催予定：令和8年5月

1 付議案件

(1) 福岡広域都市計画公園の変更（福岡市決定）

1. 都市計画公園に 3・3・115号 原中央公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・115号	原中央公園	早良区原一丁目の一部	約1.0ha	(主な施設) 園路、広場等

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園中 2・2・676号 向野南公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・676号	向野南公園	南区向野二丁目の一部	約0.48ha	(主な施設) 園路、広場等

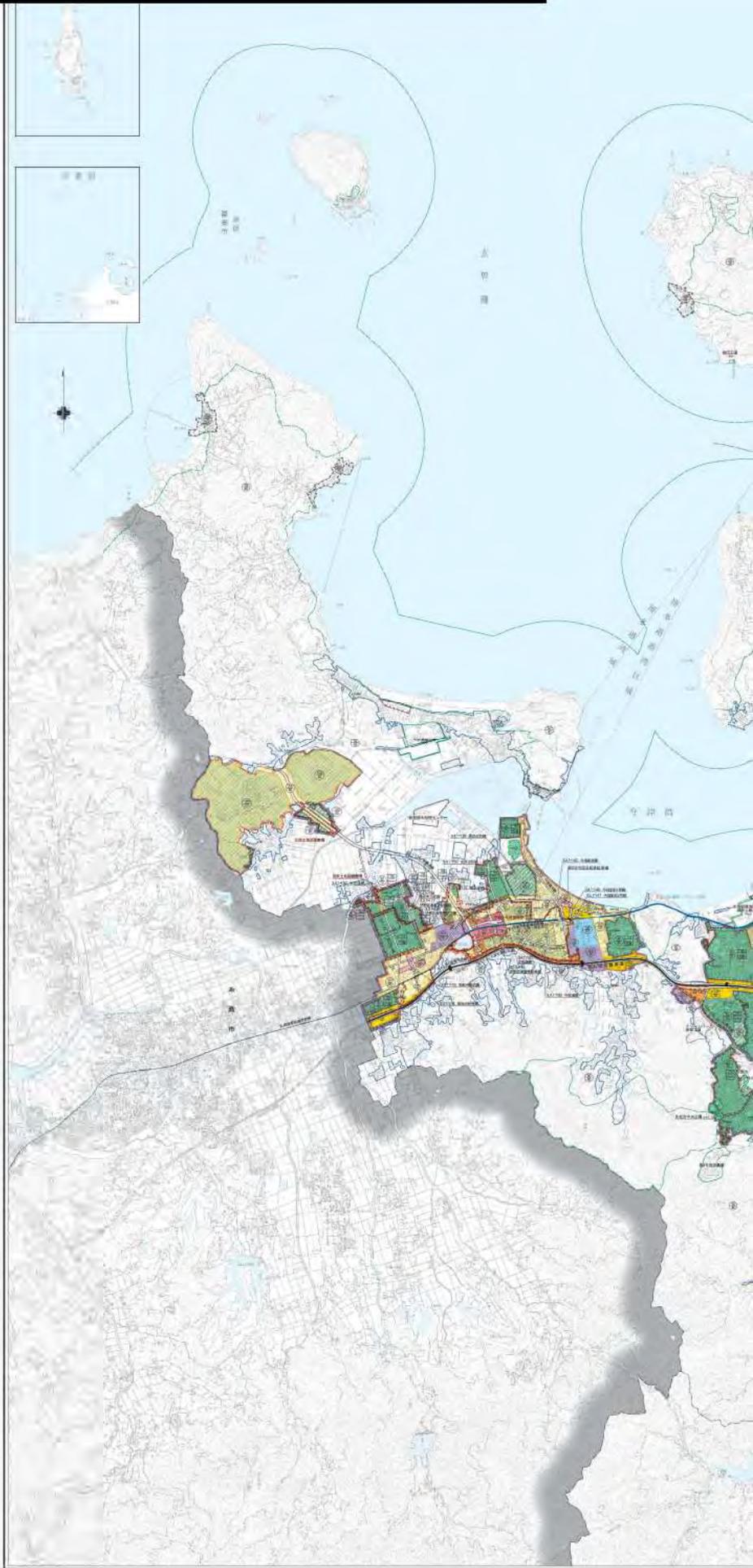
「区域は計画図表示のとおり」

理由

市民に身近に利用できる公園を適正に配置し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、本案のとおり変更するものである。

福岡広域都市計画公園の変更(福岡市決定)

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度
	最低敷地規模
	戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000

緑地地区	
3-1-1	緑地地区(第一種)
3-1-2	緑地地区(第二種)
3-1-3	緑地地区(第三種)
3-1-4	緑地地区(第四種)
3-1-5	緑地地区(第五種)
3-1-6	緑地地区(第六種)
3-1-7	緑地地区(第七種)
3-1-8	緑地地区(第八種)
3-1-9	緑地地区(第九種)
3-1-10	緑地地区(第十種)
3-1-11	緑地地区(第十一種)
3-1-12	緑地地区(第十二種)
3-1-13	緑地地区(第十三種)
3-1-14	緑地地区(第十四種)
3-1-15	緑地地区(第十五種)
3-1-16	緑地地区(第十六種)
3-1-17	緑地地区(第十七種)
3-1-18	緑地地区(第十八種)
3-1-19	緑地地区(第十九種)
3-1-20	緑地地区(第二十種)
3-1-21	緑地地区(第二十一種)
3-1-22	緑地地区(第二十二種)
3-1-23	緑地地区(第二十三種)
3-1-24	緑地地区(第二十四種)
3-1-25	緑地地区(第二十五種)
3-1-26	緑地地区(第二十六種)
3-1-27	緑地地区(第二十七種)
3-1-28	緑地地区(第二十八種)
3-1-29	緑地地区(第二十九種)
3-1-30	緑地地区(第三十種)
3-1-31	緑地地区(第三十一種)
3-1-32	緑地地区(第三十二種)
3-1-33	緑地地区(第三十三種)
3-1-34	緑地地区(第三十四種)
3-1-35	緑地地区(第三十五種)
3-1-36	緑地地区(第三十六種)
3-1-37	緑地地区(第三十七種)
3-1-38	緑地地区(第三十八種)
3-1-39	緑地地区(第三十九種)
3-1-40	緑地地区(第四十種)
3-1-41	緑地地区(第四十一種)
3-1-42	緑地地区(第四十二種)
3-1-43	緑地地区(第四十三種)
3-1-44	緑地地区(第四十四種)
3-1-45	緑地地区(第四十五種)
3-1-46	緑地地区(第四十六種)
3-1-47	緑地地区(第四十七種)
3-1-48	緑地地区(第四十八種)
3-1-49	緑地地区(第四十九種)
3-1-50	緑地地区(第五十種)
3-1-51	緑地地区(第五十一種)
3-1-52	緑地地区(第五十二種)
3-1-53	緑地地区(第五十三種)
3-1-54	緑地地区(第五十四種)
3-1-55	緑地地区(第五十五種)
3-1-56	緑地地区(第五十六種)
3-1-57	緑地地区(第五十七種)
3-1-58	緑地地区(第五十八種)
3-1-59	緑地地区(第五十九種)
3-1-60	緑地地区(第六十種)
3-1-61	緑地地区(第六十一種)
3-1-62	緑地地区(第六十二種)
3-1-63	緑地地区(第六十三種)
3-1-64	緑地地区(第六十四種)
3-1-65	緑地地区(第六十五種)
3-1-66	緑地地区(第六十六種)
3-1-67	緑地地区(第六十七種)
3-1-68	緑地地区(第六十八種)
3-1-69	緑地地区(第六十九種)
3-1-70	緑地地区(第七十種)
3-1-71	緑地地区(第七十一種)
3-1-72	緑地地区(第七十二種)
3-1-73	緑地地区(第七十三種)
3-1-74	緑地地区(第七十四種)
3-1-75	緑地地区(第七十五種)
3-1-76	緑地地区(第七十六種)
3-1-77	緑地地区(第七十七種)
3-1-78	緑地地区(第七十八種)
3-1-79	緑地地区(第七十九種)
3-1-80	緑地地区(第八十種)
3-1-81	緑地地区(第八十一種)
3-1-82	緑地地区(第八十二種)
3-1-83	緑地地区(第八十三種)
3-1-84	緑地地区(第八十四種)
3-1-85	緑地地区(第八十五種)
3-1-86	緑地地区(第八十六種)
3-1-87	緑地地区(第八十七種)
3-1-88	緑地地区(第八十八種)
3-1-89	緑地地区(第八十九種)
3-1-90	緑地地区(第九十種)
3-1-91	緑地地区(第九十一種)
3-1-92	緑地地区(第九十二種)
3-1-93	緑地地区(第九十三種)
3-1-94	緑地地区(第九十四種)
3-1-95	緑地地区(第九十五種)
3-1-96	緑地地区(第九十六種)
3-1-97	緑地地区(第九十七種)
3-1-98	緑地地区(第九十八種)
3-1-99	緑地地区(第九十九種)
3-1-100	緑地地区(第一百種)

3・3・115号 原中央公園



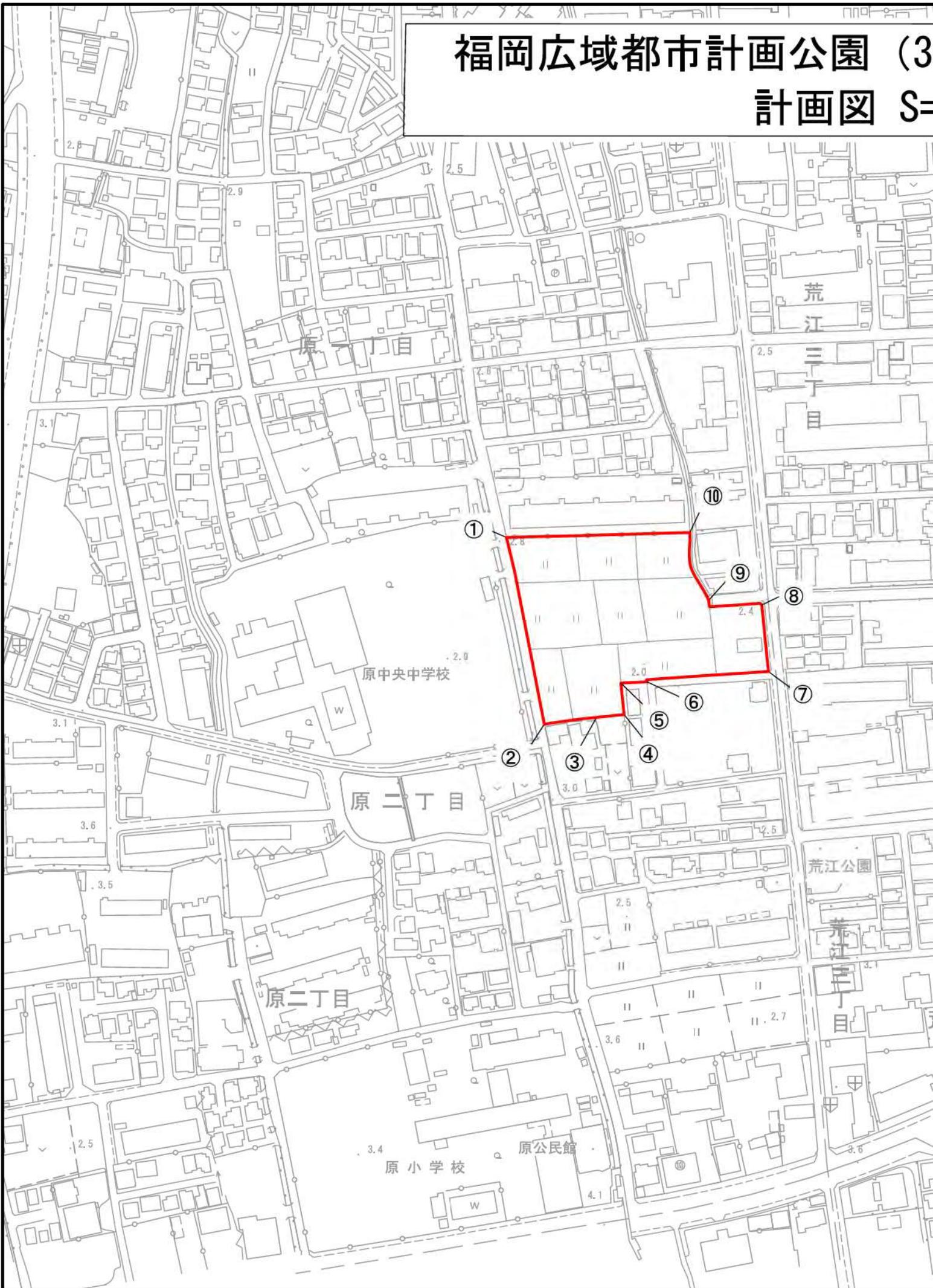
2・2・676号 向野南公園



※本図は、令和7年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
詳細な内容については、所管地域の都市計画図について必ず確認してください。

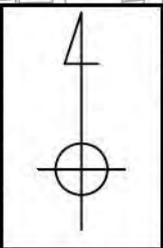
福岡広域都市計画公園 (3)

計画図 S-



・ 3 ・ 115号 原中央公園)

1 : 2,500



福岡高等聴覚特別支援学校

福岡工業高校

区域界表		
番号	名称	備考
①～②	道路界	
②～③	地番界	
③～④	見通し界	③より内角180°で15.1m延長した点を④とする
④～⑤	地番界	
⑤～⑥	地番界	
⑥～⑦	道路界	
⑦～⑧	道路界	
⑧～⑨	道路界	
⑨～⑩	水路界	
⑩～①	地番界	

凡 例



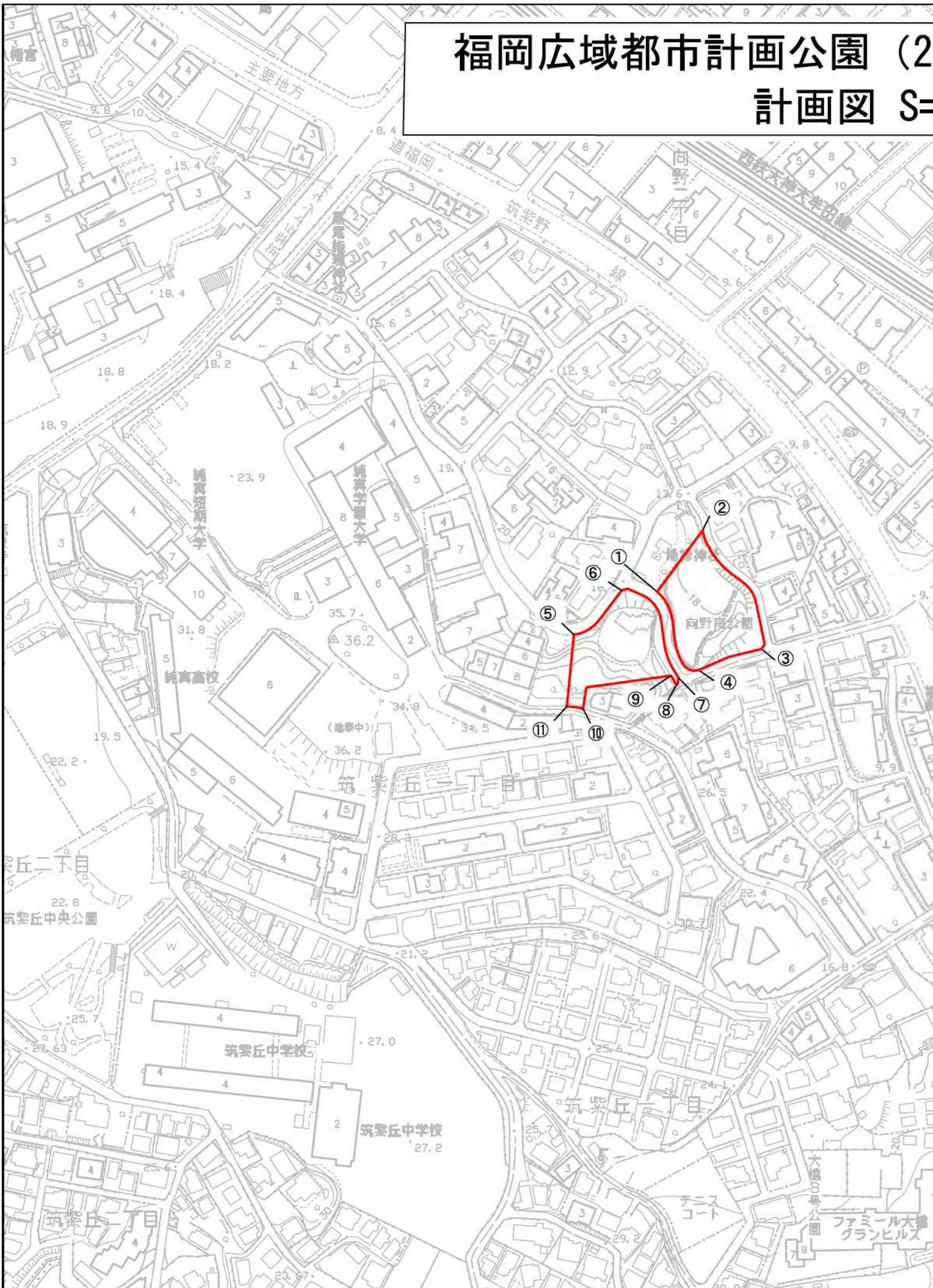
計画決定区域



S=1/2,500

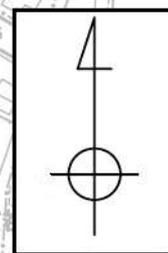
福岡広域都市計画公園 (2)

計画図 S-



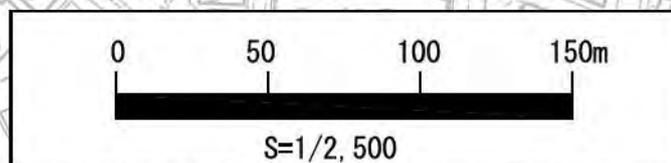
・ 2 ・ 676号 向野南公園)

1 : 2, 500



区域界表		
番号	名称	備考
①～②	地番界	
②～③	道路界	
③～④	道路界	
④～①	道路界	
⑤～⑥	道路界	
⑥～⑦	道路界	
⑦～⑧	道路界	
⑧～⑨	地番界	
⑨～⑩	地番界	
⑩～⑪	地番界	
⑪～⑤	地番界	

凡 例	
	計画決定区域



(2) 福岡広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)

「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」

福岡都市圏
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(案)

福岡広域都市計画区域

宇美須恵都市計画区域

津屋崎都市計画区域

二丈都市計画区域

朝倉筑前都市計画区域

令和 年 月 日告示

福 岡 県

【目次】

はじめに.....	1
1. 都市圏の現状と課題.....	4
(1) 福岡都市圏の現状.....	4
(2) 福岡都市圏の課題.....	5
2. 都市計画の目標.....	9
(1) 都市づくりの基本理念.....	9
(2) 都市づくりの目標.....	12
(3) 基本的事項.....	12
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	15
(1) 区域区分の有無.....	15
(2) 区域区分の方針.....	16
4. 主要な都市計画の決定等の方針.....	17
(1) 都市構造の形成方針.....	17
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	21
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	28
(4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針.....	35
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	37
(6) 災害に強い都市づくりの方針.....	40
(7) 景観に関する都市づくりの方針.....	44
(8) 脱炭素に関する都市づくりの方針.....	45

参考附図 1 主要な都市計画の決定の方針図

参考附図 2 都市構造の形成方針図

参考附図 3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）

参考附図 4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）

はじめに

近年、全国規模の深刻な人口減少と少子高齢化、自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化など、都市を取り巻く状況は一層大きく変化しています。

また、デジタル技術を活用した取組や脱炭素に向けた取組、共創、ワンヘルスなど、新たな都市づくりの動きが活発化しています。

これらの都市の課題や新たな動きを踏まえ、本県では、各都市がこれからも持続可能であり続けるために、県全域の方針として、「福岡県都市計画基本方針（令和7年10月）」を策定し、その中で4つの広域の都市圏（福岡、北九州、筑豊、筑後）を位置付けています。

福岡都市圏における『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）』は、この「福岡県都市計画基本方針」に即し、本都市圏の都市計画の目標、広域的観点からの都市計画に関する基本的な方向性、主要な都市計画の決定の方針等を示すものです。

本都市圏は、5つの都市計画区域（以下「本5区域」という。）で構成されており、線引き都市計画区域である福岡広域都市計画区域、非線引き都市計画区域である宇美須恵都市計画区域、津屋崎都市計画区域、二丈都市計画区域及び朝倉筑前都市計画区域となっています。

各都市計画区域間の特性として、朝倉筑前都市計画区域を除く4区域は、自然的条件として水系が同一であるとともに、市街地は地形的にもまとまりのある福岡平野周辺に位置しています。また、歴史的背景や近年の転入・転出等の人口移動及び通勤・通学、買物等の日常生活圏の形成において、朝倉筑前都市計画区域を含む5区域のつながりは強いものとなっています。

福岡県都市計画基本方針

★県が広域的観点から県土全体の都市づくりの方針を策定

- 基本方針の構成
- ・ 1章 都市の現状と課題
 - ・ 2章 目指すべき都市像
 - ・ 3章 都市づくりの戦略

目標等の共有

(都市圏別) 都市計画区域マスタープラン

★県が広域的観点から都市計画の基本的な方向性を示す

定める事項

- ・ 広域的観点からの都市圏毎の課題や目標像
- ・ 広域的課題調整に必要な事項
- ・ 広域的都市づくりの方針
- ・ 区域区分の有無及び方針
- ・ 主要な都市計画の決定の方針
(広域拠点、拠点、公共交通軸、区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発事業、防災、自然・景観、脱炭素 等)

情報の共有化、
計画の整合性及び調整

市町村マスタープラン

★市町村が地域に密着した観点から都市計画の詳細な方針を策定

定める事項

- ・ 市町村の都市将来像
- ・ 都市経営の観点に立った都市政策
(土地利用、都市施設、拠点整備、防災、自然・景観 等)
- ・ 地区別の将来像
- ・ 地区別の整備課題や整備方針
- ・ 住民参加の促進に必要な事項 等

【関係する具体的な都市計画等】

- 都市計画の基本的な方針（主要な土地利用、都市施設等）
- 広域的な影響を与える可能性のある都市計画の調整
 - ・ 鉄道を核とした「公共交通軸」
 - ・ 大規模集客施設の立地を可能とする都市計画
 - ・ 火葬場、ごみ処理場など供給・処理施設の都市計画
- 県※が定める都市計画
 - ・ 区域区分、臨港地区
 - ・ 国・県が管理する道路
 - ・ 国・県が設置する公園
 - ・ 鉄道、主要な河川や空港
 - ・ 2以上の市町村にわたる風致地区 等
- 市町村が決定する都市計画の協議の判断基準

※ 都市計画法第87条の2による指定都市決定を含む

【関係する具体的な都市計画等】

- 市町村が定める都市計画等
 - ・ 地域地区（用途地域、防火地域、風致地区 等）
 - ・ 都市施設（道路、公園、下水道 等）
 - ・ 市街地開発事業
 - ・ 地区計画
 - ・ 住民等からの都市計画提案
 - ・ 立地適正化計画に基づく事業 等

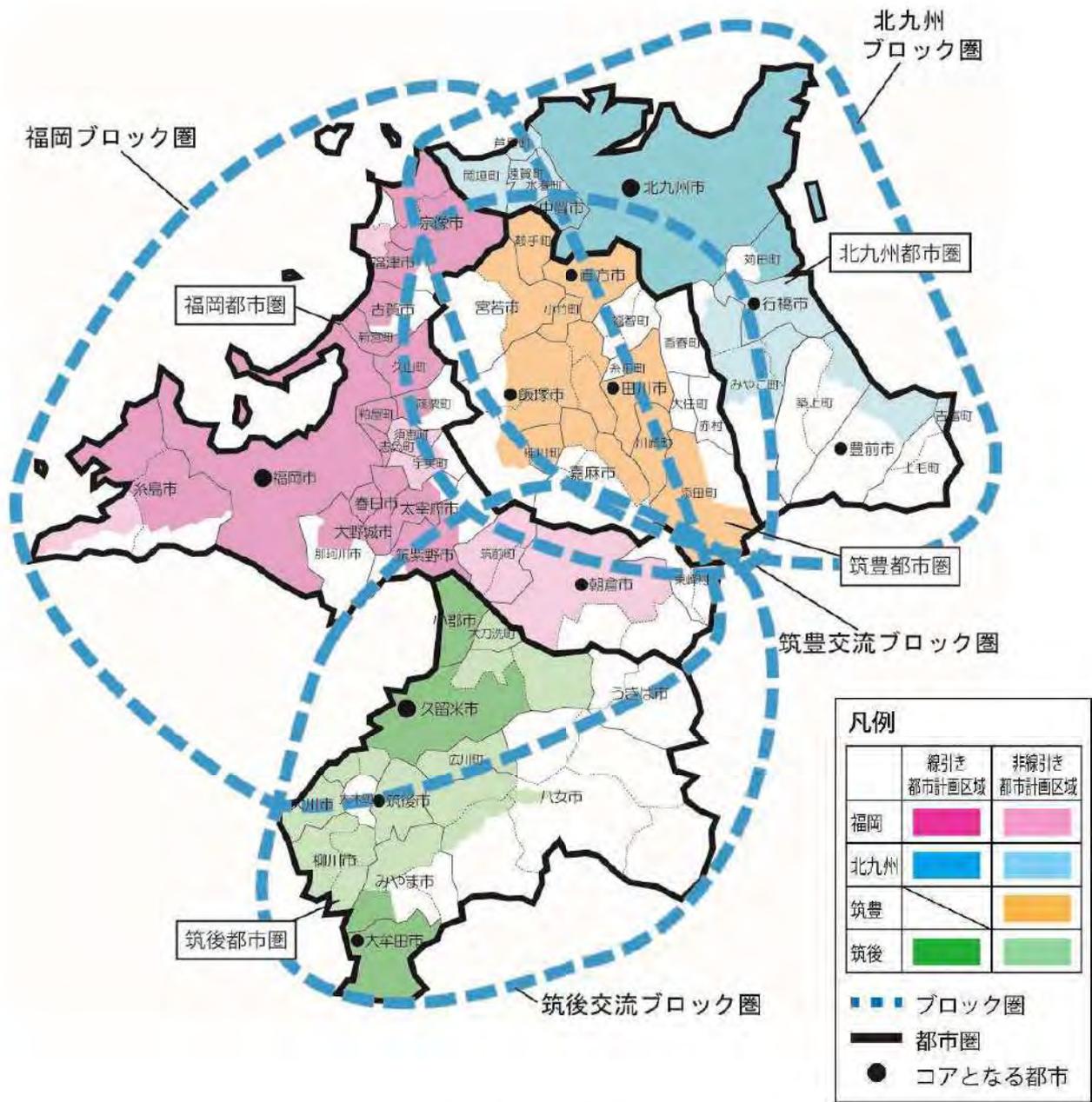
▲ 「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」の役割分担イメージ

参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性

交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しています。これに伴い、生活圏としてまとまりのある地域は、単独の都市計画区域を超え、より広域化しており、広域的観点からの枠組みが求められています。

また、高次の中核機能を持つ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのものとなっています。

したがって、本県の圏域構造の実態を把握し効果的な都市計画を進めていくためには、福岡県全体を広域的・重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくことが必要です。



▲ 4 圏域の構造

1. 都市圏の現状と課題

(1) 福岡都市圏の現状

1) 人口

福岡都市圏は、全国的な人口減少が始まっている中で、都市圏全域としては現在も人口が増加していますが、一部の市町では人口の減少も見られます。

国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計（令和5年12月）によると、本計画の目標年次である令和22年の福岡都市圏の人口は、約271万人で、おおむね今後も人口の維持が見込まれています。（※現在の福岡都市圏人口 約269万人[令和2年国勢調査]）

2) 地域特性

本都市圏は、面積約1,536km²、九州の北部に位置し、海を隔て、朝鮮半島、中国大陸に臨んでいます。釜山、広島、鹿児島とは約200km圏、上海や大連、東京都は約1,000km圏と、我が国で最も海外に近い位置にあります。

地形は、北に玄界灘、福岡平野を囲むように南に脊振山地、東に三郡山地があり、また、その東に宗像平野、西に糸島平野が広がっています。

都市圏内の山々はなだらかで、多くが1,000m以下の高さであり、玄界灘や博多湾に注ぐ中小の河川があります。

また、古代より大陸との交流の場としての歴史を持ち、九州における政治、経済、情報、文化の中枢となってきました。本都市圏は、福岡市を中心にこれまで九州の中枢都市として、政治、経済、情報、文化等の機能を集積しながら牽引的な役割を果たしつつ、アジアの交流拠点都市をめざして発展を続けてきました。その過程のなかで都市圏の都市活動が活発化し、結果として人口の集積、増大を生み、様々な影響を相互におよぼしあう社会生活圏が拡大してきました。

3) 広域的位置付け

本都市圏は、福岡市を中心とし、近隣の筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、朝倉市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡の日常生活圏により構成されており、広域的には、北九州、久留米、飯塚等と放射環状型の連携軸でネットワークを形成しています。

また、地理的な位置付けや都市機能の集積等から、福岡県全体のなかで広域的な交流圏における中心的役割を担う都市圏として、アジアとの交流のゲートウェイ（玄関口）として位置付けられます。

地形的には、北の玄界灘及び博多湾、南の脊振山地、東の三郡山地に囲まれる地域のほぼ中央部にあり、これらとつながりを持った市街地内の緑など豊かな自然環境を保全・再生・創出する地域と位置付けられます。

(2) 福岡都市圏の課題

1) 県に共通する課題

○人口減少・少子高齢化への対応

本県の人口については、令和2年を境に人口減少に転じています。福岡都市圏の一部、北九州都市圏、筑豊都市圏、筑後都市圏は既に人口減少社会を迎えています。

これにより、郊外部では空き家・空き地の増加による防犯性や市街地環境の悪化、公共交通や生活利便施設の撤退などが進み、生活環境が大きく悪化していくことが懸念されます。

また、都市の中心部においても、小さな敷地単位で空き店舗や空き地等が散発的に発生する「都市のスポンジ化」が進行し、必要な生活サービス施設が失われるなど、生活利便性の低下や、日常的な管理が行われていない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化などが懸念されます。

○生活圏等の広域化への対応

広域交通基盤や都市基盤の整備が進み、生活圏の広域化が進んでいます。また、今後の人口減少社会においては、自治体内で全ての都市サービスの提供が困難化することも容易に想像され、自治体間での都市機能連携も重要となってきます。生活圏や社会的、経済的な一体性を踏まえ、広域的視座に基づく都市計画の考え方として適切に運用を図り、自治体間の連携・調整を進めていくことが必要です。

○都市化圧力への対応

市街地の縁辺部において都市化圧力の拡大によるスプロールの開発やミニ開発が生じている地域が発生しています。また、一部の大規模集客施設は、非線引き用途白地地域や市街化調整区域等の市街地縁辺部、隣接市町村境に新たに立地しており、これらの地域の都市計画上の対応を、広域的な視点で考えなければなりません。

○交流・連携を支える都市基盤整備への対応

本県は、文化、産業経済、観光、学術等様々な分野において、アジアを主体とする国際交流をはじめ、九州・山口ブロック等の様々な地域との多様な交流・連携を支える都市づくりを進めています。特に新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢の変化を背景に、企業が国内回帰、国内生産体制の強化を図る動きがみられ、国内事業拠点の需要が高まっています。東九州自動車道や西九州新幹線などの交流・連携を支える都市基盤整備は進んだものの、広域の交流・連携を支える都市基盤はまだ十分とはいえません。平常時、災害時を問わず、安定的な人流・物流を確保するため、高規格道路の整備や、空港、港湾、インターチェンジなど交通拠点へのアクセス機能の強化が求められています。

○公共交通施策への対応

人口減少等により、公共交通を含めた生活サービス等を十分な水準で維持していくことが難しくなる地域が生まれています。学生や高齢者等の移動を支えている鉄道・バスといった公共交通軸については利用者の減少傾向が続いており、特にバス交通については路線の廃止や減便が今なお進んでいます。引き続き新たな事業用地の確保が困難な「拠点」だけではなく、公共交通軸沿線への都市機能の誘導を進めることにより公共交通需要の集約を図る等、鉄軌道も含めた公共交通の維持・充実に関して都市計画としても対応していくことが求められています。

○激甚化・頻発化している災害への対応

近年、激甚化・頻発化する豪雨や、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等により改めて災害への対応のあり方が問われています。

都市計画においても安全・安心な暮らしを確保するため、グリーンインフラを取り入れた流域治水などの市町村の区域を越えた防災都市づくりや想定される災害に対する危険性の除去・軽減のための防災・減災対策とともに、災害の危険性の高い区域における適正な土地利用規制が求められています。

また、大規模災害時には人手や基礎データの不足又は喪失等により復興に影響が生じることが懸念されます。このため、被災後の復興のまちづくりの方針や計画を事前に定めておくことが重要です。

○個性を活かした都市づくりへの対応

景観法の施行を契機として、多くの市町村が景観行政団体として景観誘導の取組を進めています。また、ユネスコ世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や『『神宿の島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』、ユネスコ無形文化遺産である「山・鉾・屋台行事（博多祇園山笠行事、戸畑祇園大山笠行事）」等を活かした取組や、地域の歴史や文化等の個性を活かした都市づくりを進めていくことが求められています。

○多様な働き方、暮らし方への対応

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、人々の生活様式は大きく変化し、これに伴って、「働き方」や「暮らし方」に対する人々の意識や価値観にも変化・多様化が生じています。今後の都市政策においては、ニューノーマルとこれがもたらした意識や価値観の変化・多様化に対応し、都市生活や都市活動をより便利・快適にするとともに、多様な選択肢を提供することが重要です。新たな都市における営みを創造していくため、人間中心・住民目線のまちづくりをさらに深化させ、住民のニーズに的確に答えて、これを迅速に実現していく機動的（アジャイル）なまちづくりが求められています。

○自然共生社会への対応

地球温暖化等の地球規模の環境変化は多くの生きものに大きな影響を及ぼす可能性があります。また、沿岸域の埋立や森林伐採等の開発は、様々な生きものにとって生息・生育環境の破壊や悪化をもたらします。自然環境や生物多様性を保全・再生・創出することは、人と動物の健康や人間と自然の共生の確保、自然災害の防止や軽減、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、ワンヘルスの推進や持続可能な社会を実現する上で極めて重要であり、SDGsで目指す17のゴールや近年活発化しているESG投資にも配慮した都市づくりが求められています。

○脱炭素化への対応

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーの導入やグリーンインフラの活用など、都市づくりにおいても脱炭素化への対応が求められています。その一方で、再生可能エネルギーのひとつである大規模な太陽光発電設備が山間部や沿岸の埋立地に設置され、安全面や防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する懸念が顕在化しており、地域社会との共生が課題となっています。

○多様化・複雑化する課題への対応

都市を巡る課題はますます多様化・複雑化しています。従来のまちづくりの手法にデジタル技術を取り入れるだけでは、これらの課題に対応し、都市の役割を果たしていくことは難しくなっているため、デジタル技術を活用したまちづくりの推進（まちづくりDX）が求められています。

また、5～10年程度の比較的長周期で取得される都市計画基礎調査やパーソントリップ調査等のような従来の都市活動データだけでなく、民間事業等の多様な調査に基づく人流や購買等の都市活動データを活用して計画（データ駆動型プランニング）することで、柔軟で多様な働き方や暮らし方に対応した機動的（アジャイル）なまちづくりが求められています。

2) 福岡都市圏特有の課題

○アジアの交流拠点としての活気あふれる都市づくりの推進

福岡都市圏は、商業・サービス産業を中心とした第三次産業が集積するとともに、アジア圏を中心とした外国人観光客の増加やいくつものMICE（多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなど）が開催されるなど、アジアとの交流の玄関口として国際交流・連携が進んでおり、今後も、アジアの交流拠点としての役割を果たしていくことが求められています。

本都市圏では、業務・商業機能をはじめ、交通・物流機能、知的・学術・文化機能、情報発信機能などの中枢的都市機能をさらに充実させるため、商業施設が集積する天神地区や博多駅周辺地区などの機能更新を図るほか、福岡空港や博多港の機能強化、九州大学伊都キャンパス及びその周辺における九州大学学術研究都市構想の促進、九州新幹線鹿児島ルートの方々の更なる活用促進、各拠点施設へのアクセス道路の整備などを進め、活気あふれる都市形成を図ることが求められています。

併せて、九州大学の移転に伴う箱崎キャンパス跡地、原町農場跡地などの周辺地域では、地域活力の向上に繋がる土地利用の検討・推進が必要とされています。

○都市交通の円滑化の推進

都市機能の集積、生活圏の広域化など交流拡大によって発生した交通渋滞を緩和し、安全で快適な道路交通環境を確保するため、都市交通の円滑化の推進が求められています。

○利水・治水の促進及び低未利用地の有効活用等による安全で快適な都市空間の整備推進

安定的な水供給のための水源整備や流域内での雨水貯留浸透施設の整備、道路の透水性舗装等のハード対策、浸水ハザード情報の提供等のソフト対策を行うことにより、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる流域治水を推進するとともに、環境や防災面に十分配慮しつつ、都市部の低未利用地を有効活用するなど、安全で快適な都市空間の整備推進が求められています。

○先端成長産業の育成・集積及び市町村と連携した工業団地の新規開発促進

水素エネルギーやロボット、システムL S Iなどの先端成長産業の育成ならびに集積を図るとともに、自動車関連産業を集積させるために、市町村と連携し、工業団地の新規開発の促進が求められています。

○都市近郊型農林業の振興及びこれらの活用による地域交流の促進

大消費地である福岡市を有する地理的条件を活かし、都市近郊型農業の振興を図るとともに、市民農園などを活用し都市との交流を図ることが求められています。

都市近郊の森林は、良好な生活環境を確保するため、レクリエーションなどの場として整備を図るほか、その適切な維持・管理が求められています。

2. 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・再生・創出して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するに当たって、本都市圏は、北九州都市圏とともに広域的な中枢機能を発揮し、牽引的な役割を果たすことが求められます。

このため、社会的、歴史的、自然的な特徴を大切に活かしながら、本都市圏内すべての県民が、安全、快適、豊かで、しかも活力ある都市生活を享受しつつ、人口減少・少子高齢化、国際化、情報化・デジタル化、地球環境に配慮した暮らしを実現し、県民の価値観の多様化、働き方、暮らし方の多様化、都市再生や地方分権の流れなど、様々な社会・経済の変化に対応する必要があります。今後は、これらの要請に応えるため、次の6つを本都市圏の都市づくりの基本理念として定めるものとします。

1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる都市づくり

人口減少・少子高齢化社会において、必要な都市機能や公共交通が維持され、環境負荷が少なく多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる「持続可能な都市づくり」を進めるため、拠点と集住や都市機能の集約を促進していく軸（以下「公共交通軸」という。）沿線への都市機能の集約を目指します。

そのために、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の集積のある地区、もしくは新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を拠点として位置付け、土地の有効利用や沿道環境の形成による居心地が良く歩きたくなる魅力的な市街地空間づくりを促進し、多様な機能を備えた市街地の形成を図ります。

さらに、拠点及び公共交通軸沿線への居住を促すことで、都市機能や公共交通、活力あるコミュニティの維持を目指します。

あわせて、拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、拠点間の交流や交通需要を創出しながら、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。

特に都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定されている「福岡香椎・臨海東地域」、「福岡都心地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）」、「福岡箱崎地域」では、ゆとりとにぎわいのあるまち並みの形成に資する都市開発事業等を促進することにより、国際中枢都市の形成を目指します。

また、市街地の緑地や農地、自然地等の保全・再生・創出を図ることにより、市街地と自然環境が調和・共存するメリハリのある土地利用の形成を図ります。

2) 安全で快適な生活を支える都市づくり

地形的に水資源に恵まれない本都市圏では、安定した水資源の確保とともに節水型都市づくりに取り組み、風水害や地震などの大規模な自然災害、都市化の発展に伴う高層建築物や地下空間などにおける都市型災害にも対応できる基盤整備と防災・危機管理体制を強化し、安全・安心の都市づくりを目指します。

また、大気環境や水環境・騒音・振動などへの対策を進めるとともに、バリアフリー化やスマートウェルネスシティ化（健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）の推進など高齢者や障がい者をはじめ誰もが安心して活動できるまちづくりを進め、快適で安らぎのある生活を実感できる都市づくりを目指します。

3) 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり

本都市圏を取り巻く脊振・三郡山系など山並みの緑や、博多湾・玄界灘の海岸線など豊かな自然の保全を図るとともに、生物多様性に配慮して、公園の整備、緑地の創出や、河川等水辺の整備を進め、自然とふれあえる都市づくりを目指します。

地球環境問題やヒートアイランド現象などに対応し、資源・エネルギーを大切に使用するとともに、ごみの発生抑制・リサイクル・熱回収など循環型社会の構築を進め、環境と共生する都市づくりを目指します。

4) 活気にあふれた個性が輝く都市づくり

地域の持つ個性的な資源を活用して、後世に残しうる良質な都市空間の形成、美しく魅力ある景観形成、歴史・文化・自然等を活かした都市づくりを進めるとともに、多彩な人々の交流と活動を支えることにより、活気にあふれ個性が輝く都市づくりを目指します。

5) 多様な主体が参画するまちづくり

多様化・複雑化する地域課題に対応しつつ、地域の特性に応じたまちのにぎわいや、都市の魅力の向上を図るためには、行政が中心となった取組だけでは限界が生じているため、地域住民をはじめ、NPO、企業、大学、地域金融機関等の多様な主体が積極的に参画する官民連携による共創のまちづくりを目指します。

6) 自立し、共生し、連携しあう都市をつくる

地域独自の個性を有する自立した都市を目指すなかで、高齢社会や様々な社会情勢の時代を住民一体となって乗り越えていく、人と自然、人と人とがふれあい、支えあう共生の都市を育成するとともに、他都市との交流や連携しあう都市を目指します。

拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

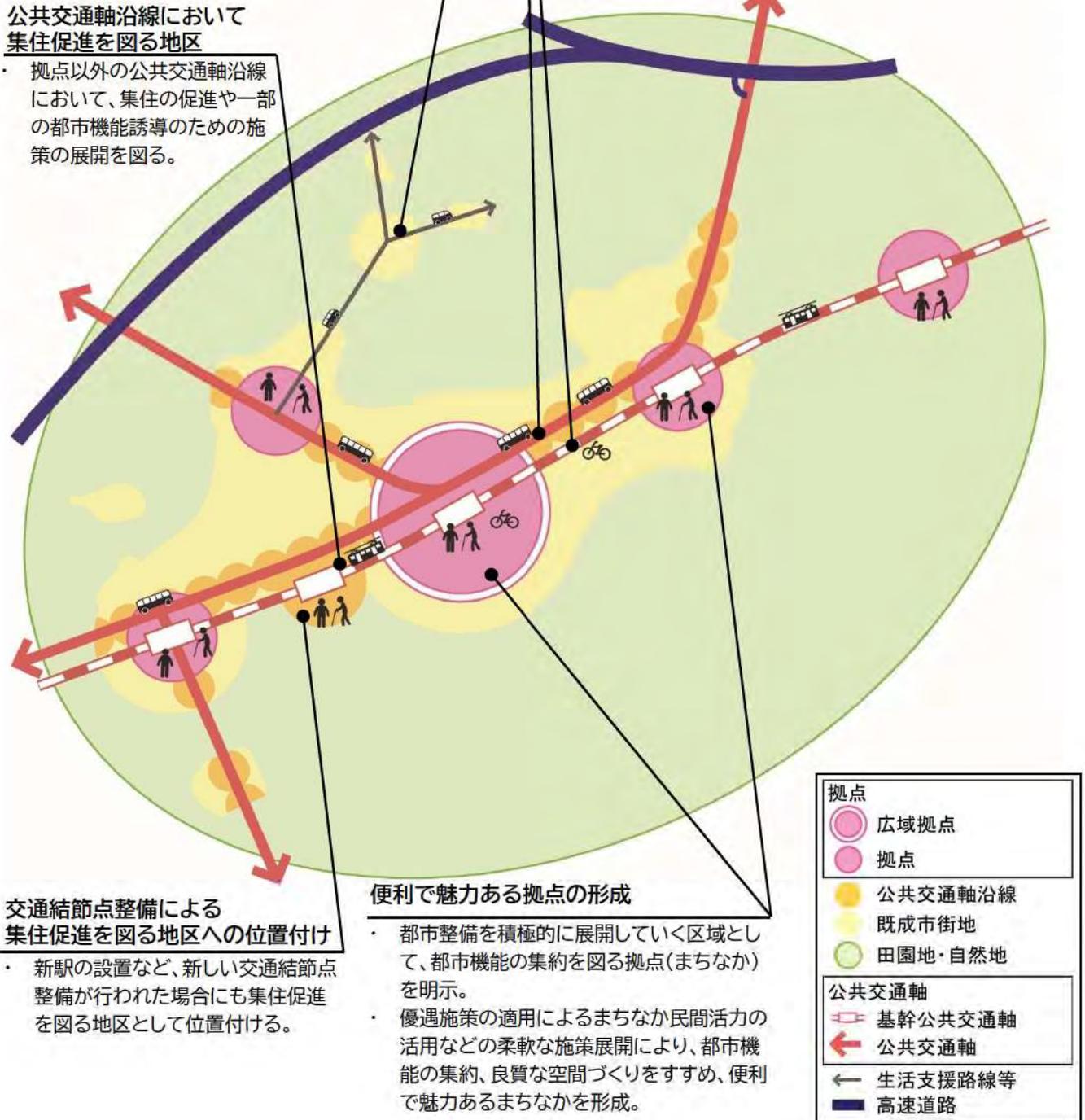
- ・ 拠点や公共交通軸沿線以外における既成市街地や既存集落の低密度化への対応が必要。
- ・ 災害の危険性が高い地区や居住地として不適な地区などにおいては、自然的環境への回帰もしくは公園など多面的な活用を図る。
- ・ 郊外の住宅団地においては居住環境等の再構築などを行いながら、質の向上を図る。

公共交通軸沿線において集住促進を図る地区

- ・ 拠点以外の公共交通軸沿線において、集住の促進や一部の都市機能誘導のための施策の展開を図る。

生活の質を高める公共交通軸の設定

- ・ 便利で質の高い日常生活が可能となる公共交通軸を設定。
- ・ 公共交通軸沿線において居住や都市機能の集約を進め、拠点間の交流や交通需要を創出しながら公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段が確保された都市づくりを展開。
- ・ 拠点や都市間での都市機能の相互補完により、財政制約下においても効率的な行政サービスの提供が可能な都市づくりを展開。



交通結節点整備による集住促進を図る地区への位置付け

- ・ 新駅の設定など、新しい交通結節点整備が行われた場合にも集住促進を図る地区として位置付ける。

便利で魅力ある拠点の形成

- ・ 都市整備を積極的に展開していく区域として、都市機能の集約を図る拠点(まちなか)を明示。
- ・ 優遇施策の適用によるまちなか民間活力の活用などの柔軟な施策展開により、都市機能の集約、良質な空間づくりをすすめて、便利で魅力あるまちなかを形成。

▲集約型の都市づくりの進め方イメージ

(2) 都市づくりの目標

「福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、

国際中枢都市圏*を目指す 福岡都市圏」

福岡市中心部の広域拠点からの連携だけではなく、拠点間を放射環状型の連携軸でネットワークします。

また、国際交流・物流機能の強化、学術研究機能の集積などを通じて、北九州都市圏と連携しながら国際中枢都市圏の形成を目指します。

本都市圏においては、鉄道及びバスにより高い公共交通サービスが提供されており、サービスの維持及び利便性の向上による公共交通軸の強化と拠点間の更なる連携強化を進めていきます。

※国際中枢都市圏：国際情報発信機能や学術研究機能、国際交流・物流機能が集積して、国際的な交流の中心となる都市圏のこと。

(3) 基本的事項

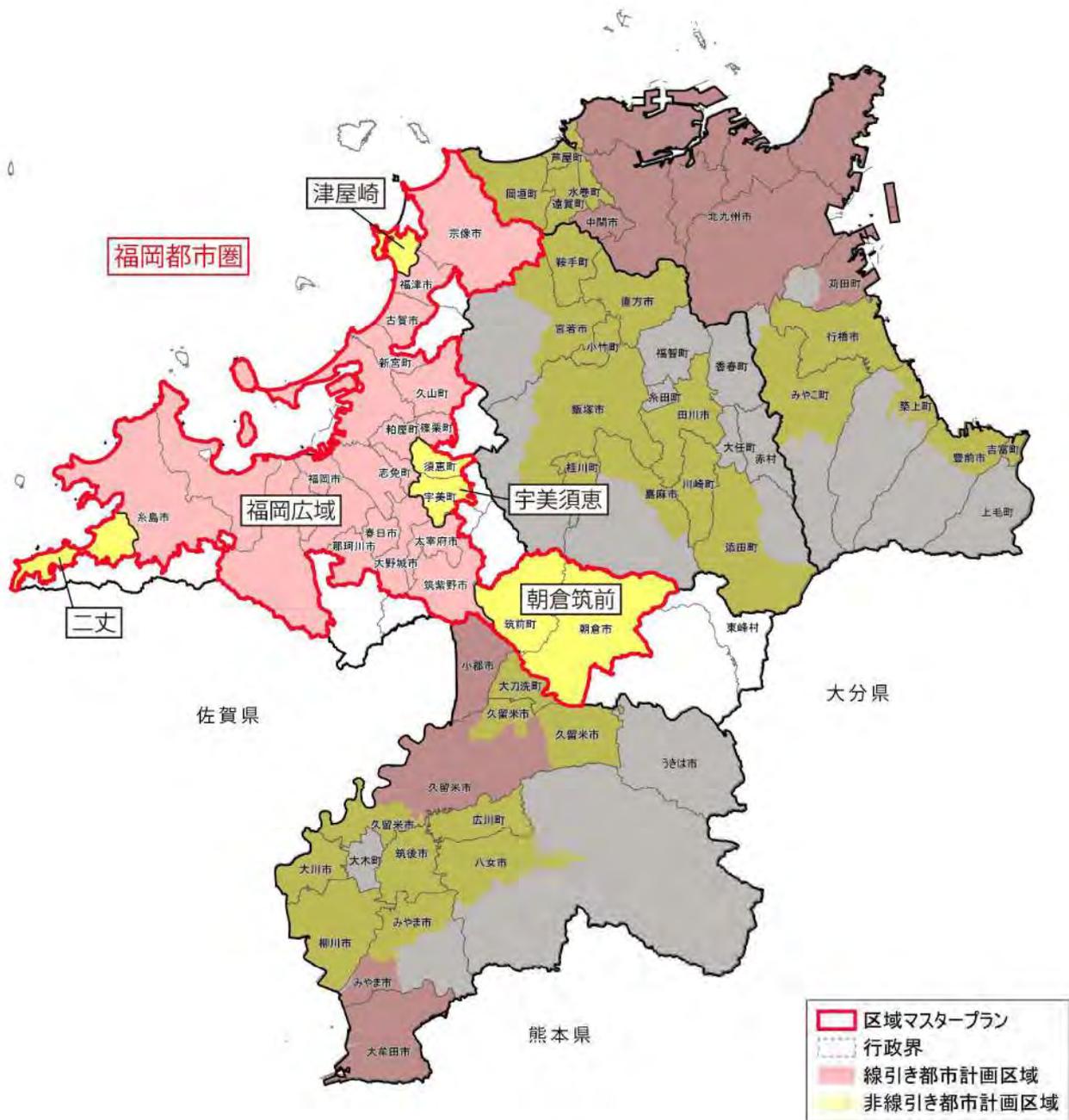
1) 目標年次

本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和22年とします。(但し区域区分は10年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね10年以内を想定します。)

2) 範囲

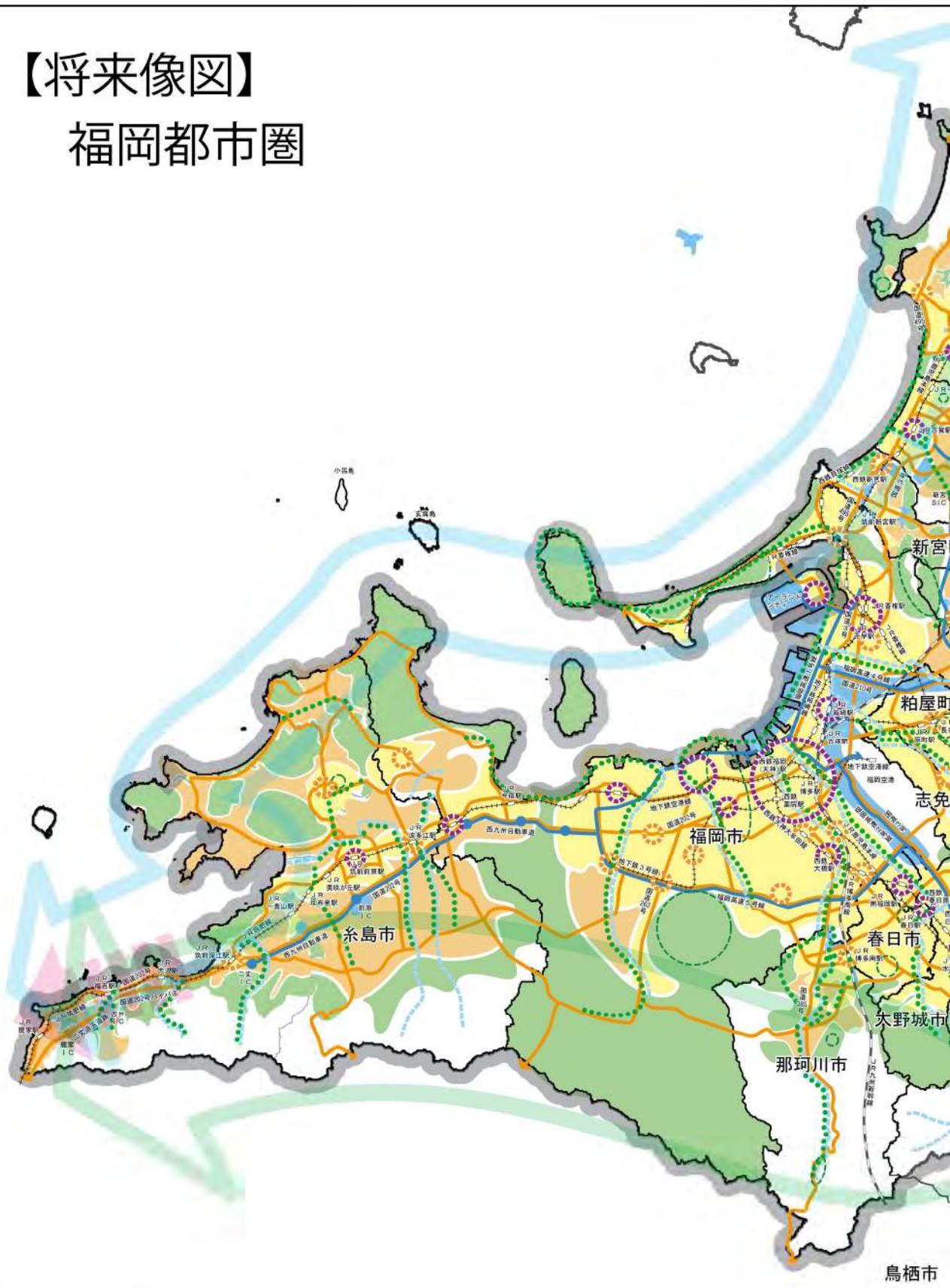
福岡都市圏を構成する5つの都市計画区域における名称及び範囲は、以下の通りである。

都市計画区域	範囲
福岡広域都市計画区域	福岡市の一部、筑紫野市の一部、春日市、大野城市、宗像市の一部、太宰府市の一部、古賀市の一部、福津市の一部、糸島市の一部、那珂川市の一部、篠栗町の一部、志免町、新宮町の一部、久山町、粕屋町
宇美須恵都市計画区域	宇美町の一部、須恵町
津屋崎都市計画区域	福津市の一部
二丈都市計画区域	糸島市の一部
朝倉筑前都市計画区域	朝倉市の一部、筑前町
合計	11市8町



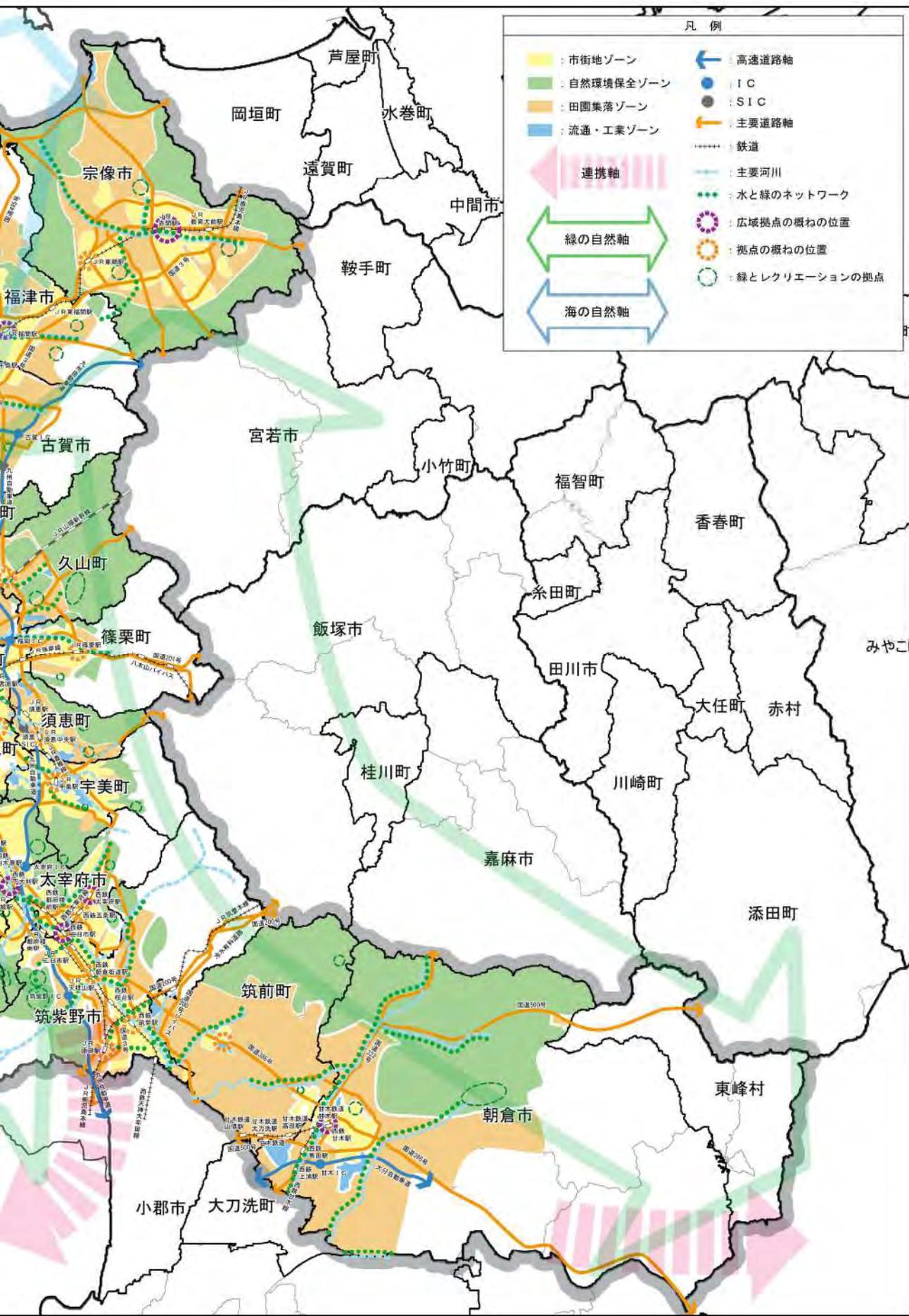
▲福岡都市圏の範囲

【将来像図】 福岡都市圏



※この図は、将来の目標とする都市の姿を示したものであり、必ずしも具体的な位置等を特定するものではありません。

▲将来像図 (



福岡都市圏)

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

本都市圏の各都市計画区域の区域区分は、福岡広域都市計画区域に区域区分を定めます。その他の4都市計画区域は、区域区分を定めません。

都市計画区域	区域区分の有無の根拠
福岡広域都市計画区域	<p>本区域は、昭和45年に区域区分制度の適用がなされた区域である。本区域の福岡市は、地方自治法第252条の19に基づく指定都市であることから、都市計画法第7条第1項第2号の規定に基づき区域区分を定める。</p> <p>この他、本区域の市町は、福岡市を中心とした日常生活圏に含まれ、福岡市への通勤率も高い。福岡市を中心とした都市圏における成長（人口・産業等）は今後もしばらくは続くものと想定される。</p> <p>このようなことから、市街地の拡大の可能性が高く、土地利用需要に対して区域区分によるコントロールの必要性が高いものと判断する。</p>
宇美須恵都市計画区域	<p>本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。人口集中地区（D I D）の指定がなされ、福岡市の影響により、産業等の動向は増加傾向を示しているが、地形的条件により無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。</p>
津屋崎都市計画区域	<p>本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。一部地域で人口集中地区（D I D）の指定がなされているが、産業等の動向は横ばい傾向を示しており、今後、急激かつ無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。</p>
二丈都市計画区域	<p>本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。また、人口集中地区（D I D）の指定はなく、市街化区域として指定すべき市街地の連担性・集積度は低い。</p>
朝倉筑前都市計画区域	<p>本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。一部地域で人口集中地区（D I D）の指定がなされているが、産業等の動向は横ばい傾向を示しており、今後、急激かつ無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。</p>